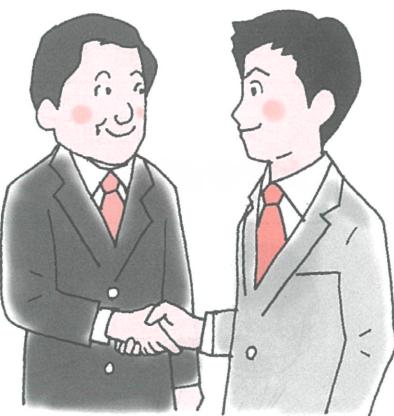


同一労働同一賃金

9

朋労務コンサルタントオフィス所長
(一社)名北労働基準協会
労働相談室相談員
社会保険労務士
藤原朋子



労働者派遣法の改正により、派遣元事業主は派遣労働者の待遇について、**【派遣先均等・均衡方式】**【労使協定方式】のいずれかの方式をとることになります。

【労使協定方式】は、派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般労働者と同等以上の待遇を確保することを、労使間で協定する方式です。

公表されています。その内容は、職種別に一般労働者の基本給・賞与等の額を時給換算した基準値、その基準値に能力・経験調整指数を乗じた値(経験年数によって基準値より上がっていくもの)、基準値に乘じる地域指数等です。

労使協定方式を選択する場合は、この局長通知による待遇以上としなければなりませんが、派遣先によって待遇を変える必要はないので、多くの派遣元事業主はこちらの方式を選択するものと思われます。派遣元事業主は、これまで派遣労働者に対する支給してきた基準

本給や各種手当、賞与などを一般労働者の待遇と比較し、満たないものについては一般労働者の待遇と同等以上に引き上げることになります。

また、通勤費や退職金も一般労働者と同等以上のものとすることが求められますので、これまで通勤費や退職金を加味して賃金を支給していくなかった場合はこれらも上乗せとなり、派遣労働者の待遇はかなり改善されることが予想されます。

派遣労働者の待遇が改善されるということは、当然派遣料金にも影響を及ぼします。派遣先も派遣労働者の待遇改善が行われるよう配慮しなければならないとしています。

また、労使協定方式は、賃金について派遣先との均等・均衡待遇とする必要がありませんが、業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練の実施や、福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)の利用機会の付与については、派遣先が行うこととなっています。

そのため、派遣先はそれらに関する情報を派遣元に提供する必要があります。

改正労働者派遣法は、企業規模に関係なく20年4月より施行されます。派遣労働者の待遇改善は、派遣労働者を雇用している派遣元のみの問題ではなく、派遣労働者を受け入れている派遣先にも大きな影響を与えます。一般労働者と同等以上の待遇を確保し、派遣労働者が納得して働くことができるよう、労働者派遣契約の早期の見直しが必要です。

待遇差対応研修

働き方改革関連法対応のための

イラスト・森沢康代

令和2年2月7日	9..30~16..30
会員	9420円・非会員
當協会総合受付まで	

同一の業務に従事する一般労働者の待遇として適用される待遇は、毎年局長通知として公表されことになります。現在は令和2年度適用分が